

第4回

平成25年10月21日

著作物

の例示

権利として主張できるもの

白鷗大学
杉山 務

著作物

10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の**言語**の著作物
- 二 **音楽**の著作物
- 三 **舞踊**又は**無言劇**の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の**美術**の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の**図形**の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

著作物の種類

保護対象となる著作物

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

短歌、俳句、詩歌、エッセイ、シナリオ
 演説、説教、座談会の会話、暗号、手話
 点字、職業別電話帳、選挙当落予想図 楽譜など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

第二章 著作者の権利

法文

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

短歌、俳句、詩歌、エッセイ、シナリオ
 演説、説教、座談会の会話、暗号、手話
 点字、職業別電話帳、選挙当落予想図 楽譜

次のものはどう考えますか。

- 1 書簡
- 2 日記・日誌
- 3 評語・キャッチフレーズ
- 4 題号
- 5 囲碁・将棋の棋譜
- 6 ネット上のブログ
- 7 知恵袋の質問・解答
- 8 顔文字による表現
- 9 他に、カタログ、立看板、題号(20条①)

裁判例

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

- 1 三島由紀夫手紙事件 東京高裁120523(111018) +
- 2 交通標語事件 東京高裁131030 +
- 3 NTTタウンページ事件 東京地裁120317 +
- 4 YOL見出し事件 知財高裁171006 -
- 5 城の定義事件 東京地裁 060425 -

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018 (60条)

著作者人格権、公表権、相続

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

損害賠償額について

原告らは、複製権侵害による損害は、被告会社が本件書籍を販売したことによる利益額を基礎として算定すべきであると主張するが、原告ら自らは、書籍の出版を行っていないことに照らして、採用できない。さらに、著作権法六〇条の規定違反による損害を認めることもできない。



文芸春秋

二 音楽の著作物

保護対象となる著作物

二 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞

即興演奏(浪花節, ジャズ等)

楽譜に表示されている必要はない

長さはいかに考えるか。



欧州の商標の登録例(楽譜による表現)

CTM 登録第2529618号

商標権との重複保護はあるか。

桃中軒雲右衛門事件



明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演が著作物と言えるか**、**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯並附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所、第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興的音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主観ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ楽譜ヲ作リテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音乐的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

三 舞踊又は無言劇の著作物

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
 ※ 演技でなく演技の型

社交ダンスが、原則として、基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり、基本ステップ等の既存のステップは、ごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから、これらに著作物性は認められない

著作物性の認められない振り付けや、著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって、独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難

(Shall we ダンス?事件) 東京地裁240228)

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

保護対象となる著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

書、まんが、挿絵、舞台装置なども
 ※ 美術工芸品含む、応用美術(絵付け茶碗、皿)は議論あり

完成の如何を問わず、下絵、下図、デッサンでもよく、素材も問わない。
 紙、布帛、木板、石、陶磁器、金属板、雪、氷

判断困難は、書、書風、画風、生け花、キャラクター、ゆるキャラ、タイプフェイス

- ・ 書、生け花:原則著作物、ありきたりの書体や手を加えない生け花は否定
- ・ 書風・画風:流儀それ自体は否定
- ・ キャラクタ:漫画や小説などに登場する架空の人物、動物等の姿態、名称、図柄、役柄の総称で、表現されたものを保護

四 絵画、版画、彫刻その他の**美術の著作物**

応用美術とは、

- ① 絵画を屏風に仕立てたり版画をボトル容器の模様を利用するなど、**純粹美術としてできたものを実用品に応用**
- ② 絵画や彫刻等の**純粹美術の技法を一品製作の陶器や織物へ応用**
- ③ **純粹美術の感覚や技法を機械生産品に応用**

2条2項 この法律にいう「美術の著作物」には、**美術工芸品を含むものとする。**

知高230629 立体商標



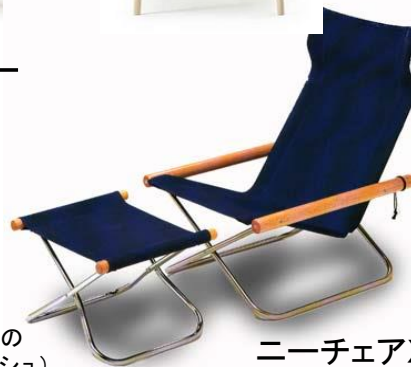
Yチェア・ハンスJウエグナー

最一判03032 著作権



ニューヨーク近代美術館永久収蔵品

ニーチェアのNY(ニー)はデザイナー新居猛の姓(ニイ)とデンマーク語のNY(新しい・フレッシュ)の意味をとって名付けられました。



ニーチェアX

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作したタイプフェイス(文字フォント)が著作権で保護されるか。



ゴナ書体

印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴**を有する**独創性**
- ・ それ自身が**美術鑑賞**の対象となり得る**美的特性**が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、..もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、**混乱を招く**

NHKを著作権侵害で提訴 「龍馬伝」などの題字

NHK大河ドラマの「**龍馬伝**」と「**武蔵 MUSASHI**」の題字が自身の作品の構図と酷似し、著作権を侵害しているとして、京都市の商業書道作家の男性(64)が22日、NHKに1100万円の損害賠償などを求め、京都地裁に提訴した。訴状によると、龍馬伝と武蔵の題字はいずれも**左上から右下へ斜め方向に漢字が並び、横書きのローマ字と組み合わせ**ている。こうした**文字配置**は、男性が過去に手掛けた2作品と同じで、NHKの題字は自身の作品に依拠して作成されたものだとしている



京都地裁240329 創作性なし

2011/09/22 18:20 【共同通信】

裁判例

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

- 1 刺青著作物事件 知財高裁240131 +
- 2 サザエさんバス車体事件 東京地裁510526 +
- 3 ポパイ事件 最高裁090717 -
- 4 博多人形赤とんぼ事件 長崎佐世保480207 +
- 5 舞台装置「忠臣蔵」事件 東京地裁110329 +
- 6 菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728 +

ま と め

御清聴 ありがとうございました。

問合せ先 杉 山 務